

第19章 製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

第1 基本的事項 (H14 危49)

(1) 変更許可の要否

製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生ずる場合において、法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下「基準」という。）の内容と関係がない工事については変更の許可を要しないものとする。

(2) 非対象設備の変更

製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合においては、位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないものとする。

(3) 対象設備と関連する対象設備の変更報設備

危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断するものとする。

(4) 変更許可を要しない変更工事

製造所等を構成する機器は相互に密接に関係しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべてが事前に明白であるわけではない。

他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であり、保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することとするのは適当ではない。

したがって、工事の内容が軽微であるものについては、変更の内容も軽微であると考えられるので、変更許可を要しないものとする。

軽微な変更工事については、その形態に応じて「確認を要しない軽微な変更工事」、及び事前に資料を提出することによる確認を要する軽微な変更工事（以下「確認を要する軽微な変更工事」という。）に区分する。

なお、確認を要する軽微な変更工事については、変更の内容及び工事の内容を事前に確認した結果により、変更許可を要する場合もあり得る。

第2 具体的な運用に関する事項 (H14 危49)

(1) 確認を要する軽微な変更工事

工事の内容は軽微であるが、さらに基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する軽微な変更工事」として事前に工事の内容に関する資料の提出を求め、当該工事の内容を確認するものとする。この場合において、工事の内容が基準の内容と関係がないとき又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、変更許可の手続きを要しないものとする。

(2) 確認を要しない軽微な変更工事

工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないことが明白であるものについては、「確認を要しない軽微な変更工事」として、資料により確認することなく変更許可を要しないものとする。

なお、この場合においては、事後における資料の提出も要しない。

(3) 変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件

変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件を、予め一律的に定めることは困難であるが、一般的には少なくとも次の要件を満足する必要がある。

ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

(4) 変更許可を要する工事と確認を要する軽微な変更工事が同時に行われる場合

工事の形態により、「変更許可を要する工事」と(1)の「確認を要する軽微な変更工事」とが同時に行われる場合には、「確認を要する軽微な変更工事」に係る部分の資料を変更許可の申請に含めることができるものとするが、(1)の「確認を要する軽微な変更工事」に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものとする。

(5) 確認を要する軽微な変更工事及び確認を要しない軽微な変更工事の例示

次のアからエ以外の変更工事については、別記1のとおりとする。

なお、別記1に掲げる例示以外の内容で、別記1の項目に類似又は同等であると認められるものは同じ取り扱いをすることができる等、当該工事の内容により判断する。

ア 構造及び設備等の変更を目的としない工事（塗装工事、点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事）は、「確認を要しない軽微な変更工事」として扱うものとする。

イ 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更については、第 19-1 表のとおりとする。

第 19-1 表 常置場所の変更の取扱い

常置場所の変更		取扱い
同一敷地外に変更		変更許可
同一敷地内 での変更	屋外から屋内	変更許可
	屋外から屋外	確認を要する軽微な変更
	屋内から屋外	確認を要する軽微な変更
	屋内から屋内（同一建物の場合）	確認を要する軽微な変更
	屋内から屋内（別建物の場合）	変更許可

ウ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係る補修工事については、別記 2 のとおりとする。（H9 危 36）

エ 地下貯蔵タンクの流出防止対策に係る変更工事については、別記 3 のとおりとする。

第 3 火花を発する器具の使用に係る手続き

「確認を要しない軽微な変更工事」のうち溶接溶断等火花を発する器具等を使用する工事であって、安全対策上仮設防火塀等を設置して行う場合には、事前に資料の提出を求めるものであること。ただし、許可申請、仮使用承認申請において、溶接溶断等火花を発する器具の使用場所等を確認できる場合は、重複して資料の提出を求めないものとする。

別記 1 (H14 危 49)

製造所等において行われる変更工事に係る取扱い

第 1 定義

一般的事項

- ア 「取替」とは、製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。
- イ 「補修」とは、製造所等を構成する機器・装置等の損傷か所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。
- ウ 「撤去」とは、製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。
- エ 「増設」とは、製造所等に新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。
- オ 「移設」とは、製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。
- カ 「改造」とは、現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

第2 具体的例示(共通事項)

○:確認を要しない軽微な変更工事 △:確認を要する軽微な変更工事 /:通常想定されない変更工事

No.	対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
1	建築物・工作物	建築物	屋根(キャノピーを含む)、壁、柱、床、はり等					○	/	
2	建築物・工作物	建築物	ひさし(張出し長さ1m以上のもの)					○		
3	建築物・工作物	建築物	ひさし(張出し長さ1m未満のもの)				△	○	△	
4	建築物・工作物	建築物	防火区画					○		
5	建築物・工作物	建築物	防火上重要でない間仕切壁	△	△	△	○	○	△	
6	建築物・工作物	建築物	内装材				○	○	○	
7	建築物・工作物	建築物	防火設備				○	○		
8	建築物・工作物	建築物	防火戸の自動閉鎖装置				○	○		
9	建築物・工作物	建築物	ガラス、窓枠又は窓				○	○		
10	建築物・工作物	建築物	階段				○	○		
11	建築物・工作物	建築物	地盤面					○		
12	建築物・工作物	工作物	保安距離又は保有空地の代替措置の塀、隔壁					○		
13	建築物・工作物	工作物	架構					○		
14	建築物・工作物	工作物	配管、設備等の支柱、架台				△	○		

15	建築物・工作物	工作物	配管、設備等の支柱、架台の耐火措置				△	○		
16	建築物・工作物	工作物	歩廊、はしご等				○	○		
17	建築物・工作物	保有空地	植栽	△	△	△	○	○	○	
18	タンク等	基礎等	犬走り、法面、コンクリートリング					△	/	
19	タンク等	基礎等	地下タンクの上部スラブ					△	/	
20	タンク等	構造等	屋根支柱、ラフター、ガイドポール等					△	/	
21	タンク等	構造等	屋外タンクの支柱の耐火措置				○	○		
22	タンク等	構造等	階段、はしご、手すり等				△	○	/	
23	タンク等	設備等	タンク元弁				○	○		
24	タンク等	設備等	通気管(地上部分に限る)			△	△	○	/	改造…無弁通気管を大気弁付通気管(又は大気弁付通気管を無弁通気管)に変更する場合に限る
25	タンク等	設備等	2m程度の短配管(地下配管及び移送取扱所に係るものを除く)	○	○	○	○	○	○	
26	タンク等	設備等	内面コーティング(屋外貯蔵タンク、地下貯蔵タンクの流出防止対策を除く)	△	△	△	○	○	△	
27	タンク等	設備等	既設ノズルを利用した液面計、温度計等	△	△	○	○	○	○	
28	タンク等	設備等	雨水浸入防止措置	○	○	○	○	○	○	
29	タンク等	設備等	感震器(電気遮断器)	△	△		○	○	△	
30	タンク等	設備等	20号タンクに付随する加熱装置					○		

31	タンク等	設備等	20号タンク						△	
32	危険物設備等	配管等	配管(地下配管及び移送取扱所を除く)				△	△	△	取替…概ね2m以上10m以下、かつ、全長の1/2以下のものに限る
33	危険物設備等	配管等	配管(地下配管及び移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る)				○	△	△	
34	危険物設備等	配管等	2m程度の短配管(地下配管及び移送取扱所に係るものを除く)	○	○	○	○	○	○	
35	危険物設備等	配管等	配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等又はこれに伴う短配管(移送取扱所を除く)	○	○	○	○	○	○	
36	危険物設備等	配管等	配管のVENTノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等(移送取扱所を除く。)	△	△	△	○	○	○	
37	危険物設備等	配管等	可とう管継手(認定品)				○	/	/	
38	危険物設備等	配管等	可とう管継手(認定品以外)				△	/	/	
39	危険物設備等	配管等	配管の加熱装置(蒸気、温水を用いたものを除く)				△	○		
40	危険物設備等	配管等	配管の加熱装置(蒸気、温水を用いたものに限る)				○	○		
41	危険物設備等	配管等	配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検ます				○	○		
42	危険物設備等	配管等	漏えい検査管				△/○	○		△…頂部以外 ○…頂部
43	危険物設備等	配管等	漏えい検知設備				△	○		
44	危険物設備等	配管等	給油ホース、給油ノズル、結合金具				○	○		
45	危険物設備等	配管等	地下ピット耐火板、カバー				△/○	○		△…異なる種類 ○…同種
46	危険物設備等	機器等	熱交換器				○	○	△	

47	危険物設備等	機器等	ポンプ設備(移送取扱所を除く)				△	○	△	
48	危険物設備等	機器等	熱交換器のチューブハンドル				○			
49	危険物設備等	機器等	熱交換器に附属する送風設備(電動機を除く)、散水設備等				○	○	/	
50	危険物設備等	機器等	ストレーナ、弁等(移動タンク貯蔵所の底弁、タンク元弁及び移送取扱所を除く)				○	○	△	
51	危険物設備等	機器等	攪拌装置(電動機を除く)				○	○	△	
52	危険物設備等	機器等	炉材				○	○		
53	危険物設備等	機器等	反応器等の覗き窓ガラス(サイトグラス)				○	○		
54	危険物設備等	機器等	加熱又は乾燥設備に附属する送風、集塵装置(電動機以外)				○	○	△	
55	危険物設備等	機器等	波返し、とい、受け皿等飛散防止装置				○	○	△	
56	危険物設備等	機器等	ローディングアーム・アンローディングアーム(移送取扱所を除く)				△	○	△	
57	危険物設備等	機器等	ローラーコンベア等危険物輸送設備(電動機を除く)				○	○	△	
58	危険物設備等	機器等	ガス回収装置	△			△	○	△	
59	危険物設備等	機器等	保温(冷)材(屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るものを除く)				○	○	○	
60	危険物設備等	機器等	排出設備(ダクト等を含む)				△	○		
61	危険物設備等	機器等	換気設備(ダクト等を含む)				○	○		
62	危険物設備等	機器等	電気防食設備				○	○		

63	危険物設備等	制御装置、安全装置等	圧力計、温度計、液面計、計測装置等の現場指示型計装設備	△	△	△	○	○	○	
64	危険物設備等	制御装置、安全装置等	安全弁、破裂板等安全装置				○	○		
65	危険物設備等	制御装置、安全装置等	温度、圧力、流量等の調整等を行う制御装置(駆動源、予備動力源等を含む)				△	○		
66	危険物設備等	制御装置、安全装置等	緊急しゃ断(放出)装置(安全弁等を除く。)、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置(駆動源、予備動力源、不燃性ガス封入装置等含む)				△	○		
67	危険物設備等	制御装置、安全装置等	地下タンクのマンホールプロテクター				△	○		取替…嵩上げを含む
68	防油堤及び排水設備等	防油堤	防油堤(仕切堤を含む)				/	○	/	
69	防油堤及び排水設備等	防油堤	防油堤水抜弁	△	△	△	○	○	△	
70	防油堤及び排水設備等	防油堤	防油堤水抜弁の開閉表示装置	△	△	△	○	○	△	
71	防油堤及び排水設備等	防油堤	防油堤の階段(防油堤と一体構造のもの)				△	○		
72	防油堤及び排水設備等	防油堤	防油堤の階段(防油堤と一体構造でないもの)	△	△	△	○	○	△	
73	防油堤及び排水設備等	防油堤	防油堤の点検歩廊		△		△/○	○		△…防油堤と一体構造のもの ○…防油堤と一体構造でないもの
74	防油堤及び排水設備等	排水溝等	排水溝、貯留設備、油水分離装置、囲い等				△	○	△	撤去…CNG設備等に係るものに限る
75	防油堤及び排水設備等	排水溝等	ブランケット、地盤面又は舗装面(地下タンクの上部スラブを除く)					○		
76	電気設備		電気設備(注)	△	△	△	○	○	○	改造…危険場所に防爆機器を設置するものを含む
77	電気設備		避雷設備				△	○		
78	電気設備		静電気除去装置				○	○		

注:急速充電設備は、第3【給油取扱所】〈その他設備機器等〉参照

79	消火設備及び警報設備	消火設備	消火設備(全般)					○		
80	消火設備及び警報設備	消火設備	ポンプ又は消火薬剤タンク					△	○	
81	消火設備及び警報設備	消火設備	消火薬剤					○	/	取替…薬剤の種類の変更を含む
82	消火設備及び警報設備	消火設備	第1～3種消火設備(散水、水幕設備を含む)の配管、消火栓本体、泡チャンバー等の放出口、送水口、連結送液口等					△/○	○	△…泡ヘッドを除く ○…泡ヘッドに限る
83	消火設備及び警報設備	消火設備	第1～3種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等					○	○	/
84	消火設備及び警報設備	消火設備	第4、5種消火設備	△	△	△		○	○	改造…危険物と消火薬剤の組み合わせが不適切でないこと
85	消火設備及び警報設備	消火設備	いたづら防止装置	△	△			○	○	
86	消火設備及び警報設備	警報装置	自動火災報知設備の受信機					○	○	
87	消火設備及び警報設備	警報装置	自動火災報知設備の感知器					○	○	
88	消火設備及び警報設備	警報装置	警報設備(自動火災報知設備の受信機、感知器を除く)	△	△	△		△	○	
89	その他		標識、掲示板	△	△			○	○	/

第3 具体的例示(共通事項)

○:確認を要しない軽微な変更工事 △:確認を要する軽微な変更工事 /:通常想定されない変更工事

No.	対象	構造・設備等	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
1	製造所及び一般取扱所		ボイラー、炉等のバーナーノズル				○	○		
2	製造所及び一般取扱所		塗装機噴霧ノズル、ホース等				○	○		
3	製造所及び一般取扱所		運搬容器の充てん設備				△	○	△	
4	製造所及び一般取扱所		固定注油設備				○	○		取替…基準適合品に限る
5	製造所及び一般取扱所		NAS電池のモジュール				○			取替…半数未満に限る
6	製造所及び一般取扱所		煙道(注1)					○		
7	製造所及び一般取扱所		排気筒(注1)					△		
注1:別記4の2「隔壁等を通する配管等の基準」1(6)但し書きの規定により、耐火構造の煙道を設ける場合又は排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する場合										
8	屋内貯蔵所		ラック式以外の棚	△	△	△	○	○	○	
9	屋内貯蔵所		ラック式棚				△	○		
10	屋内貯蔵所		冷房装置等				△	○		
11	屋外タンク貯蔵所		ローリングラダー(浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	
12	屋外タンク貯蔵所		ボンツーン					△		
13	屋外タンク貯蔵所		浮き屋根のウェザーシールド(浮き屋根に設ける設備)				○	○	/	

14	屋外タンク貯蔵所		浮き屋根のシール材(浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	
15	屋外タンク貯蔵所		ルーフトレン(浮き屋根に設ける設備)				△	○	/	
16	屋外タンク貯蔵所		保温(冷)材				△	○		
17	屋外タンク貯蔵所		流出危険物自動検知警報装置				△	○		
18	屋外タンク貯蔵所		コーティング	△	△	△	△	○	△	
19	屋内タンク貯蔵所		出入口の敷居				○	○	/	
20	簡易タンク貯蔵所		固定金具				○	○	/	
21	移動タンク貯蔵所		底弁					△	/	
22	移動タンク貯蔵所		底弁の手動又は自動閉鎖装置				△	○	/	
23	移動タンク貯蔵所		マンホール又は注入口のふた				○	○	/	
24	移動タンク貯蔵所		マンホール部の防熱又は防塵カバー				○	○	/	
25	移動タンク貯蔵所		品名数量表示板	○	△	○	○	○	/	
26	移動タンク貯蔵所		Uボルト				○	○	/	
27	移動タンク貯蔵所		可燃性蒸気回収装置(ホース含む)				○	○		
28	移動タンク貯蔵所		注入ホース				○	○	/	
29	移動タンク貯蔵所		箱枠				△	△	/	
30	移動タンク貯蔵所	積載式	国際輸送用積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	/	/	/	/	/	

31	移動タンク貯蔵所		コンタミ防止装置	△	△	△	○	○	○	改造…エア等による底弁、吐出弁の作動方式を除く 危険場所に防爆機器を設置するものを含む
32	屋外貯蔵所		周囲の柵等				○	○	/	
33	屋外貯蔵所		ラック式柵				△	○		
34	屋外貯蔵所		個体分離槽				△	○		
35	屋外貯蔵所		シート固着装置				○	○		
36	給油取扱所	工作物	防火塀				/	○		
37	給油取扱所	工作物	犬走り、アイランド等				/	○	/	
38	給油取扱所	工作物	犬走り等のスロープ	△	△	△		○		
39	給油取扱所	工作物	サインポール、看板等	△	△	△	○	○	○	増設・移設・改造…非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る
40	給油取扱所	工作物	セルフ給油取扱所である旨の表示				○	○		
41	給油取扱所	工作物	日除け等(キャノピーを除く)	△	△	△	○	○	○	
42	給油取扱所	工作物	車両衝突防止措置		△	△	○	○	△	
43	給油取扱所	給油機器等	給油量表示装置	△	△	△	○	○		増設・移設・改造…非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る
44	給油取扱所	給油機器等	カードリーダー等省力機器	△	△	△	○	○	○	増設・移設・改造…非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る
45	給油取扱所	給油機器等	クイックサービスユニット	△	△	△	○	○	○	
46	給油取扱所	給油機器等	通気管の可燃性蒸気回収装置	△			○	○	○	
47	給油取扱所	給油機器等	タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	○	○		

48	給油取扱所	給油機器等	固定給油設備、固定注油設備(認定品に限る)(注1～注3)				○	○	△	
49	給油取扱所	給油機器等	顧客に自ら給油等させる給油取扱所の制御装置(注4)				△	○		

注1:固定給油設備等において、次の場合は「取替」に該当せず、「変更許可」を要する

- ① 認定品(基準適合品)以外のもに取替える場合
- ② 既設よりも長い給油ホースに取り替える場合
- ③ 地上式固定給油設備等を懸垂式固定給油設備等に取り替える場合
- ④ ポンプ設備を油中ポンプ設備に取り替える場合
- ⑤ 吐出量の異なる固定給油設備等に取り替える場合(例 ガソリン用固定給油設備から軽油用固定給油設備へ)
- ⑥ シングルホースの固定給油設備等からダブルホースの固定給油設備等に変更する場合

注2:可燃性蒸気流入防止構造において、次の場合は「取替、補修」に該当せず「変更許可」を要する

- ① 可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等に取り替える場合
- ② 可燃性蒸気流入防止構造を有する固定給油設備等から可燃性蒸気流入防止構造を有しない固定給油設備等に取り替える場合
- ③ 可燃性蒸気流入防止構造の方式を変更する場合

注3:固定給油設備等の修理又は計量検定のための一時的な撤去、取付及びこれに伴う代替の固定給油設備等の一時的な新設及び撤去の一連工事は、「確認を要する軽微な変更工事」とする

注4:可搬式制御機器については次のとおりとする

- ① 可搬式制御機器を使用していない給油取扱所で増設する場合「変更許可」
- ② 可搬式制御機器を使用している給油取扱所で増設、改造又は取替の場合「確認を要する軽微な変更工事」
- ③ 可搬式制御機器を使用している糸口油取扱所で補修の場合「確認を要しない軽微な変更工事」

50	給油取扱所	その他設備機器等	オイルキャビネット				○	○	○	
51	給油取扱所	その他設備機器等	洗車機、蒸気洗浄機、部品洗浄台、混合燃料調合機、スピードメーターテスター、サイドスリップテスター、オイルサービスユニット、ブレーキテスター、オートリフト、ウォールタンク、ガソリンベーパー液化回収装置(認定品に限る)、尿素水溶液供給機、急速充電設備				△	○	△	
52	給油取扱所	その他設備機器等	自動車の点検に使用する機器等(スプレー洗浄機、マット洗い機、バキュームクリーナー、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、エアースタンド、オイルチェンジャー、オートアナライザー、バッテリーチャージャー、エアークリーナー、バッテリーテスター、ルブリケーター、スパークプラグテスター等)	○	○	○	○	○	○	増設・移設・改造…非危険場所に設置する電気設備、又は危険場所に設置する防爆の電気設備に限る
53	給油取扱所	CNG等の設備	受入設備本体				△			
54	給油取扱所	CNG等の設備	圧縮機本体				△	○	△	

55	給油取扱所	CNG等の設備	圧縮機の異常高圧防止用自動停止装置				△	○	△	
56	給油取扱所	CNG等の設備	圧縮機の逆止弁				○	○	△	
57	給油取扱所	CNG等の設備	充填用ポンプ機器本体				△			
58	給油取扱所	CNG等の設備	貯蔵設備本体					○	△	
59	給油取扱所	CNG等の設備	貯蔵設備の障壁				△	○	△	
60	給油取扱所	CNG等の設備	ディスペンサー本体				△	○	△	
61	給油取扱所	CNG等の設備	ディスペンサーの充填ホース				○	○	△	
62	給油取扱所	CNG等の設備	ガス配管(地上配管)				○	○	△	
63	給油取扱所	CNG等の設備	ガス配管(地下埋設配管)				△	△	△	
64	給油取扱所	CNG等の設備	ガス配管のガス検知警報設備、緊急供給停止装置、起動装置				△	○	△	
65	給油取扱所	CNG等の設備	防火設備(ポンプ機器、地上配管)				○	○	△	
66	給油取扱所	CNG等の設備	防火設備(地下埋設配管)				△	△	△	
67	給油取扱所	CNG等の設備	防火設備の起動装置				△	○	△	
68	給油取扱所	CNG等の設備	圧縮天然ガス等充填設備の付随設備	△	△	△	○	○	△	
69	給油取扱所	単独荷卸しに係る安全対策設備	コンタミ防止装置	△			△		○	増設…性能評価を受けたものに限る
70	給油取扱所	単独荷卸しに係る安全対策設備	過剰注入防止装置	△			△		○	増設…性能評価を受けたものに限る
71	給油取扱所	単独荷卸しに係る安全対策設備	タンク貯蔵量表示装置	△			△		○	

72	給油取扱所	単独荷卸しに係る 安全対策設備	照明設備	△			○		○	増設、改造…非危険場所に設置する電気設備、又は危険 場所に設置する防爆の電気設備に限る
73	給油取扱所	単独荷卸しに係る 安全対策設備	消火器	△			○		○	
74	給油取扱所	単独荷卸しに係る 安全対策設備	乾燥砂	△			○		○	
75	給油取扱所	単独荷卸しに係る 安全対策設備	緊急用電話	△			○		○	
76	給油取扱所	単独荷卸しに係る 安全対策設備	DCDボックス	△			○		○	
77	販売取扱所		延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁				△	○		
78	販売取扱所		棚				○	○	○	
79	移送取扱所		土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		
80	移送取扱所		衝突防護設備				○	○		
81	移送取扱所		監視小屋	△			○	○		
82	移送取扱所		ポンプ設備					△		
83	移送取扱所		切替弁、制御弁等				○	○		
84	移送取扱所		緊急遮断弁				△	○		
85	移送取扱所		ピグ取扱装置				△	○		
86	移送取扱所		感震装置				△	○		
87	移送取扱所		巡回監視車				○	○		
88	移送取扱所		防舷材				○	○		

89	移送取扱所		漏洩検知口				○	○		
90	移送取扱所		漏洩検知装置				△	○		

別記2 (H9 消防危36)

タンク本体に係る補修工事

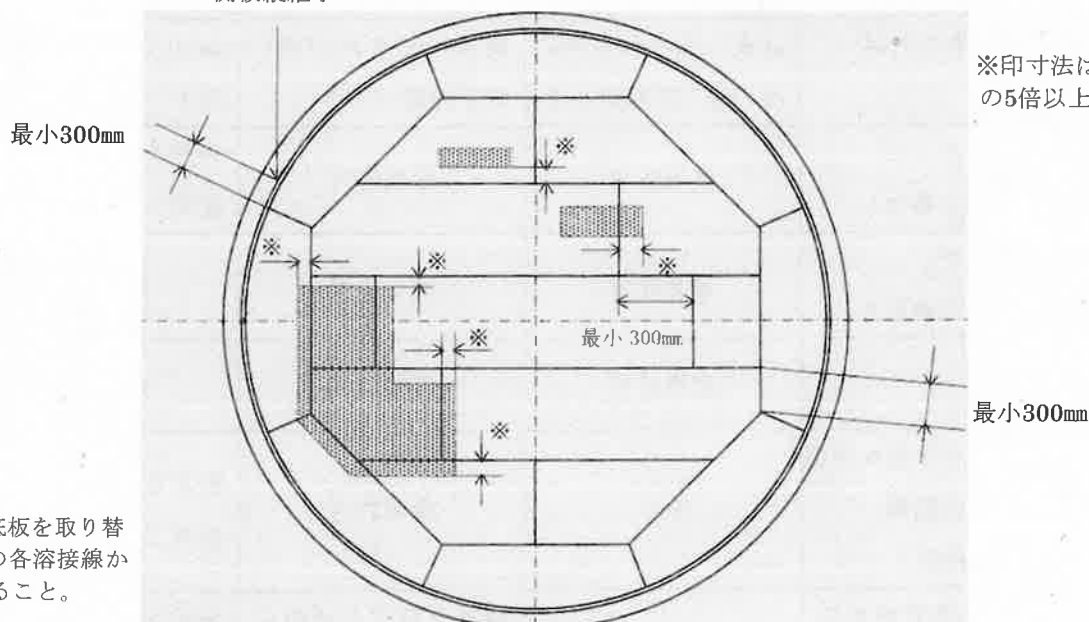
<p>1 用語の意義</p> <p>(1) 「重ね補修」：母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する補修（タンク付属物取付用当て板を除く）</p> <p>(2) 「肉盛り補修」：母材及び部材の表面に金属を溶着する補修</p> <p>(3) 「溶接部補修」：溶接部を再溶接する補修（グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く）</p>		
<p>2 確認を要する軽微な変更工事となる溶接工事（本表に示す溶接工事の量は、保安検査又は開放点検1回あたりの工事の量を示す）</p>		
項目	内容	条件
(1) 付属設備 (タンク付属物取付用当て板を含む)	ア 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事	
	イ ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修	
	ウ 屋根板及び側板の接液部（タンク内容積から空間容積を差し引いた容量の危険物を貯蔵する場合に、危険物に接する部分の側板をいう。以下同じ）以外の部分（以下「気相部」という）におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事	
(2) 屋根板 (圧カタック及び浮屋根式タンクを除く)	ア 重ね補修工事	1か所当たり 0.09 m ² 以下で合計 3か所以下
	イ 肉盛り補修工事	
(3) 側板	ア 気相部における重ね補修工事	1か所当たり 0.09 m ² 以下
	イ 気相部における肉盛り補修工事	
	ウ 接液部における肉盛り補修工事（溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有して行うもの）	1か所当たり 0.003 m ² 以下で、かつ、母材の1枚に対して3か所以下

項目	内容	条件
(4) 底板（工事内容に応じ、自主検査において磁粉探傷試験等を実施する場合に限る）	ア 側板内面から600mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事のうち底部板面積の1/2未満で第19-2表の分類欄が「○」の工事（特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク（以下「特定以外の屋外貯蔵タンク」という）にあつては、これに相当する工事をいう）	1か所当たり 0.09 m ² 以下で 合計 3 か所以下
	イ 側板内面から600mmの範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事（溶接部から当該板の板厚の5倍以上の間隔を有して行うもの）	1か所当たり0.003m ² 以下で、 かつ、全体補修が (ア) 特定以外の屋外貯蔵タンク：0.03m ² 以下 (イ) 1万kL未満の特定屋外貯蔵タンク：0.06m ² 以下 (ウ) 1万kL以上の特定屋外貯蔵タンク：0.09m ² 以下
	ウ 側板内面から600mmの範囲以外の底板に係る溶接部補修工事	1か所当たり長さ0.3m以下で、かつ、全体補修が (ア) 特定以外の屋外貯蔵タンク：1.0m以下 (イ) 1万kL未満の特定屋外貯蔵タンク：3.0m以下 (ウ) 1万kL以上の特定屋外貯蔵タンク：5.0m以下
(5) 製造所等のタンク	屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても上記と同様	

第 19-2 表 アニュラ板又は底板の重ね補修

補修場所	内 容		条 件	分 類
アニュラ板・ 底板	当板、 はめ板	側板より600mm以外で底部 側面積の1/2未満	第19-1図を満足する	○
			第19-1図を満足しない	-
	取替		第19-1図を満足する	○
			第19-1図を満足しない	-
	肉盛り補修		第19-3表を満足する	○
			第19-3表を満足しない	-

側板縦継手



アニュラ板及び底板を取り替える場合は、右図の各溶接線からの距離を確保すること。

当板の種類	位 置	処 置
タンク附属物取付 用当板	底板上	当板の機能上必要な板厚とし、4.5mm
	アニュラ板上 (※)	以上の連続すみ肉溶接で取り付ける。
タンク底板腐食部 補修用当板	溶接継手線上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、 全厚連続すみ肉溶接とする。
	底板上	底部の板の板厚と同板厚の当板とし、 全厚連続すみ肉溶接とする。
	アニュラ板上	
	溶接継手線上	

※：アニュラ板上に取り付けるタンク附属物取付用当板の材質は、アニュラ板の応力発生範囲及び溶接継手線上に位置しない限り底板と同等でよい。

第 19-1 図 底板 (アニュラ板を含む。) における当板及び板取替

第 21-3 表 肉盛り補修

材 質	肉盛り溶接可能面積	
	1か所に対し	板1枚に対し
軟鋼 (SS、SM、SB 材等)	200cm ² 以下	0.06m ² 又は板面積の3%のいずれか小さい値
高張力鋼、低合金鋼	100 cm ² 以下	0.03 m ² 又は板面積の 2%のいずれか小さい値

注：肉盛り溶接相互間の距離は 50mm 以上離すこと。

別記 3 地下貯蔵タンクの流出防止対策に係る変更工事に係る取扱い

変更工事の内容	タンク分類		
	腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク	腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク	該当しないタンク ※ 1
コーティング マンホール工事なし	変更許可	変更許可	確認を要する軽微な 変更工事 ※ 2
コーティング マンホール工事あり	変更許可	変更許可	変更許可
電気防食	変更許可	変更許可	変更許可
危険物の微小な漏れ を検知するための設 備 (高精度液面計)	※ 3	変更許可	確認を要する軽微な 変更工事 ※ 2
統計学的在庫管理手 法 (SIR)	※ 3	確認を要する軽微な 変更工事 ※ 4	確認を要する軽微な 変更工事 ※ 4

※1 該当しないタンクとは、申請時等において「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に該当しないものをいう

※2 地盤面のはつり工事等他に技術上の基準を審査する必要がある場合には、変更許可とする。なお、資料提出とする場合には、該当しないタンクとしての期限内に工事が完了していること。

※3 「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」に講ずる措置としては該当しない。

※4 統計学的在庫管理手法は、資料提出書（確認を要する軽微な変更工事）に特例適用版（任意の様式）及び確認に必要な資料を添付させ危政令第 23 条の特例適用の可否を判断すること。ただし、製造所等の設備に変更を加えることにより、技術上の基準を審査する必要がある場合は除く。